

志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

この実施要領は、志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）の委託業者を選定するにあたり、最適かつ優秀な提案を選定するため実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは、本事業の執行に係る国の採択確定を前提とした事前着手手続きであり、採択確定及び予算成立が事業実施の条件となる。よって、採択確定及び予算成立前の選定に関しては、あくまで、優先交渉権の決定であり、正式な契約については、採択確定及び予算成立後となるので、留意すること。

2. 業務の概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添「特記仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成31年3月15日まで |
| (4) 提案上限額 | 34,900,000円（消費税及び地方消費税を含む） |

3. 担当部署

志賀町環境安全課 担当：宮下、山口
〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
電話：0767-32-1111
FAX：0767-32-3933
メールアドレス：kankyouanzen@town.shika.lg.jp

4. 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する企画提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な受託事業者をプロポーザルで選定する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単独事業者でなければならない。

- (1) 志賀町財務規則（平成17年志賀町規則第35号。以下同じ。）第99条の規定により作成した請負業者有資格者名簿に登録されていること。

- (2) 公告日現在において、志賀町入札参加有資格者の指名停止措置を受けていない者。
- (3) 法人として登録されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 社会更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
 - ア 志賀町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している法人
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人
 - エ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している法人
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務（エネルギー導入可能性調査業務）を過去5年（平成25年度～平成29年度完了業務）において、元請として受注した実績を有する者であること。

6. 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	内容	日程（期間）
1	公告	6月20日（水）
2	質問書の受付	6月20日（水）～6月27日（水）
3	質問の回答	6月27日（水）～7月4日（水）
4	参加表明書及び一次審査書類提出期間	6月27日（水）～7月9日（月）
5	一次審査結果の通知	7月13日（金）
6	企画提案書提出期間	7月13日（金）～7月20日（金）
7	二次審査結果の通知	7月下旬予定
8	業務委託契約	7月下旬～8月上旬予定

7. 質問と回答について

- (1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問は、質問書【様式1】により提出すること。

(2) 提出期限

平成30年6月27日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。他の方法による質問は一切受け付けない。

電子メールの件名は「志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託に関する質問」とすること。

(4) 提出先

前記「3. 担当部署」に同じ。

(5) 質問の回答

質問に対する回答は、平成30年6月27日(水)から平成30年7月4日(水)

までの間に随時、本町ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

8. 参加表明書及び一次審査書類の提出について

参加希望者は、次の方法で参加表明書及び一次審査に必要な書類を提出する。

(1) 提出書類

ア 参加表明書【様式2】

イ 会社概要【様式3】

ウ 業務実績調書(企業)【様式4】

過去5年(平成25年度～平成29年度完了業務)の同種業務の契約実績を最大5件まで記載すること。また、契約実績の内容が確認できる書類(TECRISの登録確認書、契約書の写し等)を添付すること。

エ 配置予定管理技術者調書【様式5】

管理技術者の氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

(2) 提出期限

平成30年7月9日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送

※郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便(封筒の表に「志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明書及び一次審査書類在中」と朱書きすること。)とし、提出期限まで必着とする。

(4) 提出先

前記「3. 担当部署」に同じ。

(5) 提出部数

ア～エ（添付書類含む）の順序で製本し（ホッチキスで左2点止め）、以下の部数提出すること。印刷は片面印刷とする。

- ・ 正本1部（代表者印押印のもの）
- ・ 副本10部（正本の写し）

(6) 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- ア 提出書類 辞退届【様式6】
- イ 提出方法 持参または郵送
- ウ 提出先 前記「3. 担当部署」に同じ。

9. 一次審査について

参加表明書及び一次審査書類を提出した事業者が6社以上となった場合は、別表1に示す評価基準に基づき一次審査書類を評価・採点し、企画提案書提出事業者を5社程度選定する。一次審査結果の通知は、平成30年7月13日（金）に第1報として、参加事業者全員に電子メールにて連絡し、正式な書面は後日送付することとする。

10. 企画提案書の提出について

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届【様式7】

代表者印押印の上、企画提案書の鑑表紙として提出すること。

イ 企画提案書【任意様式】

次の事項について提案を求める。なお、企画提案書を作成する際は、用紙はA4縦版、横書き、文字サイズ10.5ポイント以上とし、以下ページ数以内にて作成すること。

- ① 業務の実施方針及び実施体制について（1ページ）
- ② 業務スケジュールについて（1ページ）
- ③ 町の現況を踏まえた2つの地域戦略案の具体的提案とその実施手法について（3ページ）

ウ 見積書【任意様式】

本業務の提案見積価格を記載すること。また、内訳書を添付すること。

(2) 提出期限

平成30年7月20日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送

※郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。）とし、提出期限まで必着とする。

(4) 提出先

前記「3. 担当部署」に同じ。

(5) 提出部数

ア～ウの順序で製本し（ホッチキスで左2点止め）、以下の部数提出すること。印刷は片面印刷とする。

- ・ 正本1部（代表者印押印のもの）
- ・ 副本10部（正本の写し）

11. 二次審査について

(1) 評価委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザル評価委員会を設置する。

(2) 審査及び配点

評価委員会において、企画提案書提出事業者に対し、別表1に示す評価基準に基づき評価・採点し、最も得点の高かった事業者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の事業者を交渉権者に選定する。

(3) 参加者が1提案者の場合について

審査において、プロポーザル実施要領、特記仕様書等を満たすと各評価委員が判断した場合は、その提案者を優先交渉権者として決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書提出者全員に対し、平成30年7月下旬【予定】に第1報として、電子メールにて連絡し、正式な書面は後日送付することとする。また結果については本町ホームページにも公表する。

12. 失格となる提案者

参加者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合

- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、評価委員会が失格であると認めた場合

1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、町は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の受託事業者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 審査の内容についての問合せには一切応じない。また、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

1 4. 契約手続

仕様書及び受託事業者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様を反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託事業者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

志賀町再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託
プロポーザル評価基準

評価項目		評価基準	配点	評価範囲	
企業等の実績及び能力に対する評価	企業の経験		国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を過去5年(平成25年度～平成29年度完了業務)において、元請として受注した実績があるか。	10	一次審査及び二次審査
			本町及び石川県内でのエネルギー関連業務実績があるか。	5	
	予定技術者の経験及び能力	管理者	本業務に関係する資格を保有しているか。	5	
			国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を過去5年(平成25年度～平成29年度完了業務)において、元請として受注した実績があるか。	10	
			本町及び石川県内でのエネルギー関連業務実績があるか。	10	
一次審査 小計			40		
企画提案書に対する評価	業務の実施方針及び実施体制について		20	二次審査	
	業務スケジュールについて		15		
	町の現況を踏まえた2つの地域戦略案の具体的提案とその実施手法について		45		
見積金額に対する評価			10		
二次審査 合計 (一次審査時の評価も含む)			130		